

議案第 2 7 7 号

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年大田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2中「法別表第2に規定する地方税関係情報」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。）第2条の表に規定する地方税関係情報」に、「法別表第2に規定する住民票関係情報」を「命令第2条の表に規定する住民票関係情報」に、「法別表第2の26の項第4欄」を「命令第2条の表42の項第4欄」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

これまで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で認められていたマイナンバーを利用する事務が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」において規定されることとなったことに伴い、所要の改正を行う。

- (1) 「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

(第4条)

- (2) 引用法令を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に改める。

(別表第2)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 278 号

どがなかな大田ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について

どがなかな大田ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

どがなかな大田ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

どがなかな大田ふるさと寄附条例（平成20年大田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

どがなかな大田ふるさと寄附条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地域再生法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例の追加による引用条項の移動に伴い、寄附金の種類を規定する条文の項番号を改める。

(第2条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 279 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例（平成17年大田市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例第4条の規定は、令和6年4月1日以後この条例の施行の日前に同条に規定する認定を受けた場合についても適用があるものとする。

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

課税免除及び不均一課税の前提となる計画の認定を受ける期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。

(第4条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 280 号

大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例
制定について

大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例を、
別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例
大田市子ども・子育て支援推進会議条例（平成25年大田市条例第
14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「合議制の機関」の次に「及びこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定に基づく協議会」を加える。

第2条第1号中「子ども・子育て支援事業計画」の次に「及びこども計画」を加える。

第3条第1項中「15人」を「20人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間に委嘱又は任命された委員の任期は、この条例による改正後の大田市子ども・子育て支援推進会議条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年2月28日までとする。

大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

大田市こども計画の策定にあたり、現行の子ども・子育て支援推進会議を、こども基本法の規定による協議及び連絡調整のための協議会とするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 大田市子ども・子育て支援推進会議を、こども基本法第13条第3項の規定に基づく協議会とする。

(第1条)

(2) 所掌事務に「こども計画に関し意見を述べること」を加える。

(第2条)

(3) 委員の定数を現行の15人以内から20人以内に改める。

(第3条)

※こども基本法（抜粋）

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第13条 略

2 略

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 略

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。

(2) 定数の増加に伴って新たに加わる委員の任期は、現在の委員の任期と同じ令和8年2月28日までとする。

議案第 281 号

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年大田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4
号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4
号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4
号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4
号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

「小規模保育事業所A型」、「小規模保育事業所B型」、「保育所型事業所内保育事業所」及び「小規模型事業所内保育事業所」における保育士又は保育従事者の配置数を、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね「20人につき1人」から「15人につき1人」に、満4歳以上の児童おおむね「30人につき1人」から「25人につき1人」に改める。

(第29条、第31条、第44条、第47条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 2 8 2 号

大田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

大田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

大田市子ども医療費助成条例（平成17年大田市条例第109号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田市子ども医療費助成条例の規定は、
令和6年10月1日以後に受ける療養又は医療に係る助成について
適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお
従前の例による。

大田市子ども医療費助成条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

子ども医療費助成事業の対象範囲の拡大のため、所要の改正を行なうもの。

2 改正の内容

対象者の年齢を改める。

	現行	改正後
医療費自己負担額 全額助成の対象者	出生した日から満 15 歳に達する日以 後の最初の 3 月 31 日までの間にある 者	出生した日から満 18 歳に達する日以 後の最初の 3 月 31 日までの間にある 者
「島根県小児慢性 特定疾病医療支 援」に係る医療費 及び慢性呼吸器疾 患等の 16 疾患群 り患者にかかる入 院医療費自己負担 額の助成対象者	満 15 歳に達する日 の翌日以後の最初 の 4 月 1 日から満 20 歳に達する日の 属する月の末日ま での間にある者	満 18 歳に達する日 の翌日以後の最初 の 4 月 1 日から満 20 歳に達する日の 属する月の末日ま での間にある者

(第 2 条)

3 施行期日等

- (1) 令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
- (2) 改正後の条例の規定は、令和 6 年 10 月 1 日以後に受ける療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

議案第 283 号

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例の一部
を改正する条例制定について

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例の一部を改
正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例の一部を改正する条例

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例（平成17年大田市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号から第7号までの規定中「3,000円」を「8,000円」に改め、同条第8号中「1,000円」を「3,000円」に改め、同条第9号を削る。

別表可燃性一般廃棄物の部中「52円」を「60円」に、「31円」を「36円」に、「26円」を「24円」に、「105円」を「130円」に改め、同表不燃性一般廃棄物の部中「52円」を「60円」に、「31円」を「36円」に、「26円」を「24円」に、「367円」を「420円」に改め、同表し尿の部を次のように改める。

し尿	収集運搬（住居、事業所とも）	1回のくみ取り量が90リットルまで	1,001円
		90リットルを超える場合、18リットル当たり（18リットルに満たない端数が生じたときは、18リットルとする。）	200円
	処分（住居、事業所とも）	18リットル当たり（18リットルに満たない端数が生じたときは、18リットルとする。）	11円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

廃棄物の処理等に係る費用の高騰等に伴い、処理手数料を見直すことで安定的な管理運営を図ることを目的とし、関係条文について所要の改正を行うもの。また、収集運搬業等の許可手数料について、手続き等の事務処理に係る実績額に基づき適正な手数料額とするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 処理手数料の改定

種別	取扱い区分		単位	手数料		
				現行	改正後	
可燃性一般廃棄物	指定袋	家庭系	大(45ℓ/枚)	52円	60円	
			中(30ℓ/枚)	31円	36円	
			小(20ℓ/枚)	26円	24円	
	自己搬入	事業系	大(45ℓ/枚)	105円	130円	
			家庭系	10kg当たり	52円	60円
				事業系	10kg当たり	105円
不燃性一般廃棄物	指定袋	家庭系	大(45ℓ/枚)	52円	60円	
			中(30ℓ/枚)	31円	36円	
			小(20ℓ/枚)	26円	24円	
	自己搬入	家庭系	10kg当たり	52円	60円	
			事業系	10kg当たり	367円	420円
		し尿 (住居、事業所とも)	収集運搬	90ℓまで	902円	1,001円
90ℓを超え、180ℓ当たり	180円			200円		
処理	180ℓ当たり		—	11円		

(別表)

(2) 許可手数料の改定

種別	単位	手数料	
		現行	改正後
収集運搬業	新規・更新・変更	3,000円	8,000円
処分業	新規・更新・変更	3,000円	8,000円
浄化槽清掃業	新規・更新	3,000円	8,000円
許可証の再交付		1,000円	3,000円
証票の再交付		100円	削除

(第25条)

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第 284 号

大田市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を
改正する条例制定について

大田市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正
する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を
改正する条例

大田市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成17年
大田市条例第222号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「政令別表第3」を「非常勤消防団員等に係る損害補
償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省
令」という。）別表第2」に改める。

別表備考2中「第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）
まで」を「第6条第5項から第8項（第6項第1号を除く。）までの
規定及び省令第3条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

障害の等級について、これまで政令の定めによることとしていたが、省令で等級が定められることとなったため、省令の定めによることとする。

(別表備考)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 285 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めらる。

令和 6 年 6 月 3 日提出

大田市長 楫野弘和

- 1 財産の表示 ロータリ除雪車 1 台
- 2 取得の目的 除雪車更新のため
- 3 取得金額 57,420,000 円
- 4 相手方 島根県出雲市神門町 830
 コマツ山陰株式会社 出雲支店
 支店長 三島 良

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得に関する説明資料

- 1 入札日時 令和6年5月15日 午前9時50分
- 2 予定価格 60,451,600円
- 3 落札価格 57,420,000円
- 4 入札参加業者（2社）
コマツ山陰株式会社 出雲支店
株式会社原商 大田営業所

議案第 286 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めらる。

令和 6 年 6 月 3 日提出

大田市長 楫野 弘 和

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 財産の表示 | 救助工作車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 救助工作車更新のため |
| 3 | 取得金額 | 149,435,000 円 |
| 4 | 相手方 | 島根県出雲市浜町 322-2
株式会社 出雲ポンプ 出雲営業所
所長 梅田 英明 |

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得に関する説明資料

- 1 入札日時 令和6年5月15日 午前9時40分
- 2 予定価格 149,435,000円
- 3 入札の結果 3度の入札に付したが落札者なし。
よって地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とした。
- 4 入札参加業者（2社）
株式会社 出雲ポンプ 出雲営業所
株式会社 クマヒラセキュリティ 松江支店

※地方自治法施行令（抜粋）

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約
によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(7) 略

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札
者がいないとき。

（以下略）

議案第 287 号

和解について

次のとおり、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

大田市長 楫野弘和

1 相手方

- (1) 神奈川県川崎市高津区末長三丁目 3 番 17 号
株式会社 富士通ゼネラル
代表取締役 斎藤悦郎
- (2) 島根県松江市伊勢宮町 564 番地
和幸株式会社
代表取締役 山下剛史

2 事案の概要

- (1) 市が発注した消防救急デジタル無線の整備において、機器製造販売業者である株式会社富士通ゼネラルが当該業者を含む 5 社による談合があったとして公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

当市の契約物件が公正取引委員会の課徴金算定対象物件に認定されたことから、株式会社富士通ゼネラルと工事受注業者である和幸株式会社の共同不法行為が行われたと判断し、大田市公共工事請負契約約款に基づき損害賠償請求した。

しかし、双方とも支払いに応じないことから、令和 2 年 12 月 22 日、松江地方裁判所に損害賠償金等 4,134 万 9,000 円及び遅延損害金を求める訴えを起こしたものの。

- (2) 令和6年5月13日に松江地方裁判所から当市及び相手方に対し、和解案が提示された。

3 和解の内容

- (1) 和幸株式会社は、当市に対し、本件和解金として、400万円の支払義務があることを認める。
- (2) 当市は、和幸株式会社に対するその余の請求を放棄する。
- (3) 当市は、株式会社富士通ゼネラルに対する本件請求を放棄する。
- (4) 当市及び相手方らは、当市と相手方らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起 (略)、和解 (普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(以下略)